

## 消費税の税率変更に伴う「経過措置」について

平成31年(2019年)10月1日からの消費税の税率改正がいよいよ間近に迫ってきました(8%⇒10%)。

言うまでもなく平成31年(2019年)10月1日(以下「施行日」)といえます。)以後に国内において行われる各種取引については、新税率の10%が適用されますが、例外として「施行日」以後の取引についても「旧税率=8%」が適用できる「経過措置」が設けられています。同経過措置の内容については平成26年4月に現行の8%に税率変更した際とほとんど変更はありませんので、既にご承知の話も多いかとは思いますが、これらの主要な項目について再確認させていただきます。

### 1. 請負工事等に係る経過措置

「施行日」から半年前の“平成31年(2019年)4月1日”を「指定日」といい、経過措置の適用にあたって意識すべき重要な日となります。

「指定日の前日“平成31年(2019年)3月31日”までに「工事等に係る請負契約」を締結した場合、その完成、引渡し「施行日」以後になっても旧税率(8%)の適用となります。」

事業所の建物、内装工事や個人の住宅等々、完成、引渡し「施行日」以降になることが見込まれる大きな取引については「指定日の前日」までの契約を意識して下さい。

大きな工事等に限らず、仕事の完成に長期間を要し、かつ、仕事の目的物の引渡しが一括して行われることとなる等一定の要件を満たす「請負契約」(例えば設計業務、ソフトウェア開発、市場調査等)についても同様の扱いとなります。

例えば月極めの警備保障や機器等のメンテナンス契約のように期間極めの契約の場合には、「仕事の目的物の引渡しが一括して行われる」ことにはならないので、経過措置の対象とはなりません。

### 2. 資産の貸付に係る経過措置

平成25年10月1日(前回税率変更時の指定日)から「指定日の前日“平成31年(2019年)3月31日”までに「資産の貸付に係る契約」を締結した場合、「施行日」以後に行う貸付についても旧税率(8%)の適用となります。」

これに該当する代表的な取引として「不動産等の賃貸借契約」が考えられますが、経過措置の適用を受けるには下記の条件を満たす必要があります。

- ①平成25年10月1日から平成31年3月31日までの間に貸付契約を結んでいる
- ②平成31年9月30日までに貸付を開始している
- ③平成31年10月1日以降に引き続き貸付を行っている
- ④「貸付期間」と「貸付対価(家賃)」が定められていること
- ⑤契約期間中に家賃の変更を求めることができないこと

これから事業用の不動産賃貸借契約を結ぶ予定がある場合、借主側としてはなるべく、低い消費税率のままの契約条件が望ましいということになりますが、一般的に不動産賃

貸借契約書においては「経済情勢の変動、公租公課の増減、近隣の賃料相場等により、協議の上賃料を改定することができる」旨の規定がある場合が多く、上記⑤の要件を満たさなくなることから、現実的には経過措置を適用するための貸主との交渉はなかなかハードルが高いと言えるでしょう。

### 3. リース取引について

リース取引については、平成19年度の税制改正以降、「資産の売買取引」とされたため、税率の適用にあたっては物件の借受日(リース開始日)が「施行日以後」か「施行日の前日以前」かによって変わることになります。

中小企業は例外的に毎月支払の度、リース料として経費計上することが認められておりますが、その場合も考え方は同様です。

リース物件の借受日(リース開始日)が

- ① 平成31年10月1日以後⇒税率10%
- ② 平成31年9月30日以前⇒税率8%

※ ②の場合、賃借期間中はすべて8%の税率適用となります。設備投資予定が「施行日」前後になる場合にはご考慮下さい。

### 4. 旅客運賃等に係る経過措置

わかりやすく鉄道の乗車券で説明しましょう。

「施行日の前日“平成31年(2019年)9月30日”までに乗車券等を購入し(料金支払い)、「施行日“平成31年(2019年)10月1日”以降に乗車(利用する)する場合には旧税率の8%を適用する。」

上記の対象となる旅客運賃等の範囲は下記の通りです。

- ① 汽車、電車、乗合自動車、船舶又は航空機に係る旅客運賃
- ② 映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ又は見せ物を不特定多数の者に見せ、又は聴かせる場所への入場料金
- ③ 競馬場、競輪場、小型自動車競走場又はモーターボート競走場への入場料金
- ④ 美術館、遊園地、動物園、博覧会の会場その他不特定かつ多数の者が入場する施設又は場所でこれらに類するものへの入場料金

※ 利用者が「施行日前」にICOCAやSuicaなどのICカードに現金をチャージ(入金)し、「施行日以後」にそのICカードにより乗車券等を購入する場合、現金がチャージされた時点では乗車券を購入したことにはなりませんので、経過措置の適用はありません(10%適用)。

※ 例えば8月1日～10月31日の3ヶ月定期等、「施行日」を跨いで使用される乗車券等も平成31年9月30日までに購入したものであれば旧税率(8%)の適用となります。

最後に消費税の経過措置は8%と10%のどちらかを**選択して適用できるものではなく**、8%の適用となる場合には8%が**強制適用**される点も補足しておきます。